

6 ブナ天然林施業の一考察

古川営林署

○ 新岡英仁
上見和生
佐々木智義
三浦正汎

1 はじめに

古川営林署は、宮城県の北西部に位置し、管理面積は約33,200haとなっている。

管内の森林の内容は、針葉樹林は9,400haで全森林面積の30%、広葉樹林は22,000haで全森林面積の66%となっており、広葉樹林の占める割合が多くなっている。

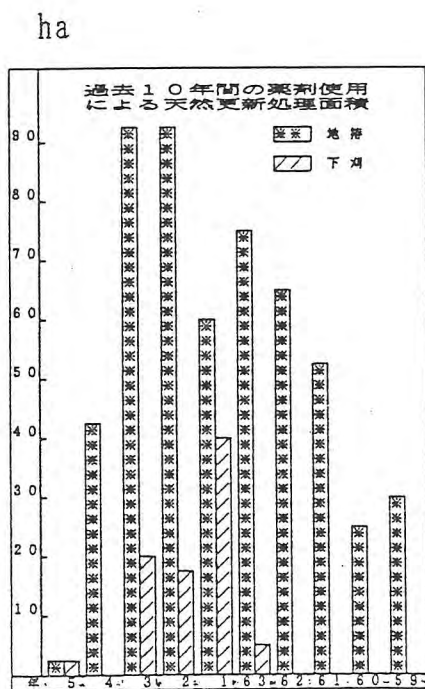
広葉樹林の中には、栗駒国定公園の他、平成6年3月末には「栗駒山・栃ヶ森山周辺森林生態系保護地域」27,000haの内、古川営林署管内分、約3,000haが設定される予定になっている。また、下流には日本を代表する穀倉地帯「ササニシキ」の里、大崎平野を抱えていることから、森林の持つ公益的機能が高度に発揮されるよう求められている森林となっている。特に、ブナ林の伐採については慎重に対処しているところであり、地方公共団体、自然保護団体等には機会あるごとに説明し、理解を得てブナ林の伐採、更新を図っているところである。

2 天然林施業の取り組み

このような状況のなかで、天然林の施業は今後とも続けて行くことになるが、現地の状況を見ると、伐採後、笹に被われて稚樹の発生が見られない箇所、稚樹の発生を見たものの笹のなかで生長が「阻害」されている箇所等については、必要に応じて更新補助作業を実行していかなければならない林地が多く見られる。

ブナ林の再生を行うためには、この笹・特にクマイザサ・チシマザサを除去することが第一の課題と考えている。

笹を除去する一つの方法としては、除草剤



による地拵を実施しているが、数年経過後の林地を見ると稚樹の発生が無かったのか、発生しても消滅してしまったのか、ブナの稚樹の見られない所がある。稚樹の無い理由については不明であるが、平成3年度の研究発表会で当営林署で発表した「わが署のブナの天然更新について」の中で紹介しているとおり、「塩素酸塩系除草剤の散布は、更新前の散布の時でも更新後5年目の散布でも、稚幼樹の発生に対し悪影響が無かった」となっている、そして、現在でも影響は見られない。このことから、他の理由、例えば野鼠等による食害や陽光不足、過度の湿地等が考えられる。

薬剤効果により笹を除去しても、ブナの稚幼樹が発生・生育していない箇所については年数の経過と共に、笹が再生してくるわけで、このような箇所に、再度薬剤散布を行っても、稚樹の発生・生育は難しいものと考えられる。このような箇所へは、人為的に山引きのブナ苗木を植え込んでやるのが最良の方法と思っている。

山引き苗については、数年間生育したものを、植え込みするものであり、枯死する可能性はほとんどなく生育が確実視される。

また苗木の確保については、多量に発生している林地内からの間引き、又は、林道の法面からの採取により必要量の確保は十分可能と考えられる。



写-1 ブナ稚樹が多量に発生している林地

また、平成5年度には、天然更

新した箇所の一部を、水源地域緊急整備事業により下刈・7. 31haを実施したが、この箇所についても、笹等に被われ稚樹の発生・生育が見られる箇所と見られない箇所がはっきりと分かれている。

今後、経過を観察して、稚樹の発生が期待されない箇所については、先程述べたとおり植え込みを実施して行く。

これらを踏まえて、当営林署ではブナ林の再生を目指し、平成4年度及び5年度に、署長・署内関係職員・森林官及び現場で直接作業をしている基幹作業職員が、一同に集まりブナ天然林施業実行済み箇所の更新状況を観察し、今後、最良の手入れ方法を見いだすため、現地検討会を開催している。

稚樹の発生・生育を促すための作業として、ブナ稚樹の刈出しと林地の掻き起こし等について活発な議論を交わし、今後は稚樹の発生が充分でない箇所での掻き起こしの試験区を設けて調査をしながら、施業に反映させていくこととしている。

3 おわりに

当署の天然林の状況について申し述べたが、前述したように古川営林署管内に「生態系保護地域」の設定、また平成5年に、屋久島と白神山地が世界遺産条約に基づき自然遺産に登録され、益々森林に対する関心が高まるものと考えられる。

このことを踏まえ、的確な天然林施業を実施し、天然林の再生が阻害されている箇所は、積極的に、かつ、慎重な施業を実施していかなければならないものと考えている。

次の写真は、昭和7年に皆伐を実施した箇所であるが、この様に立派な二次林が再生されている、私たちは、この様な二次林の再生を目指し、天然林施業の確立に、今後とも技術の研鑽に努めて行きたい。



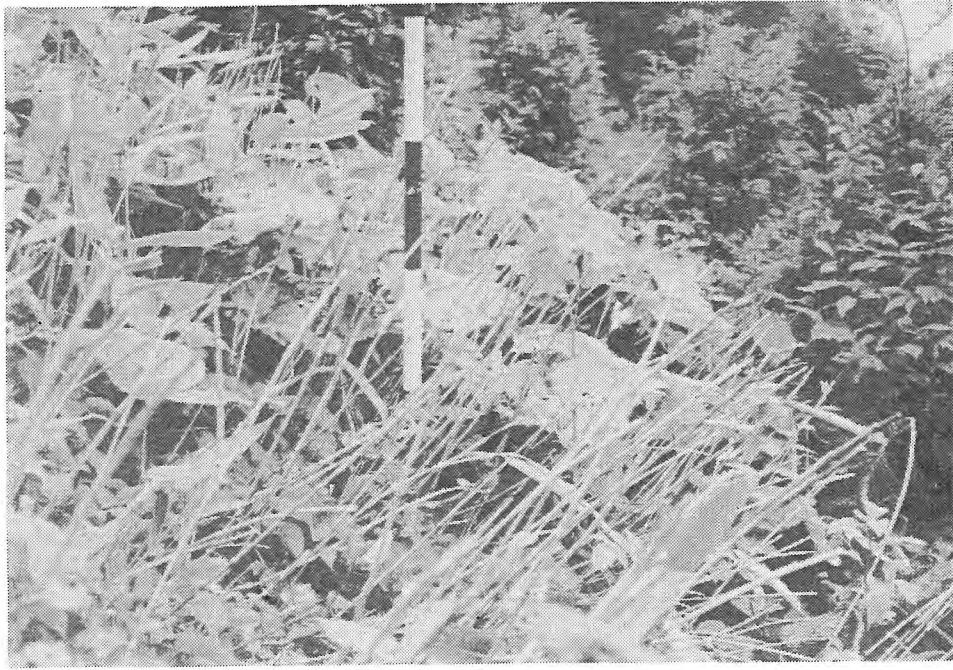
写-2 古川営林署管内・稀大ヶ原の二次林



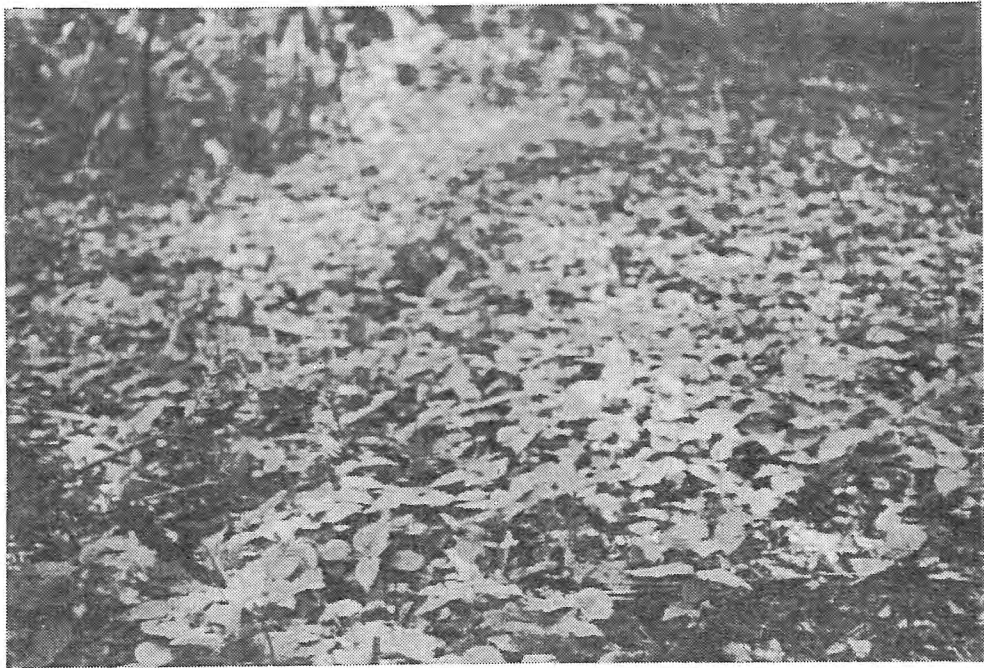
写-3 塩素酸塩系除草剤の散布地
ササの全部が枯れている



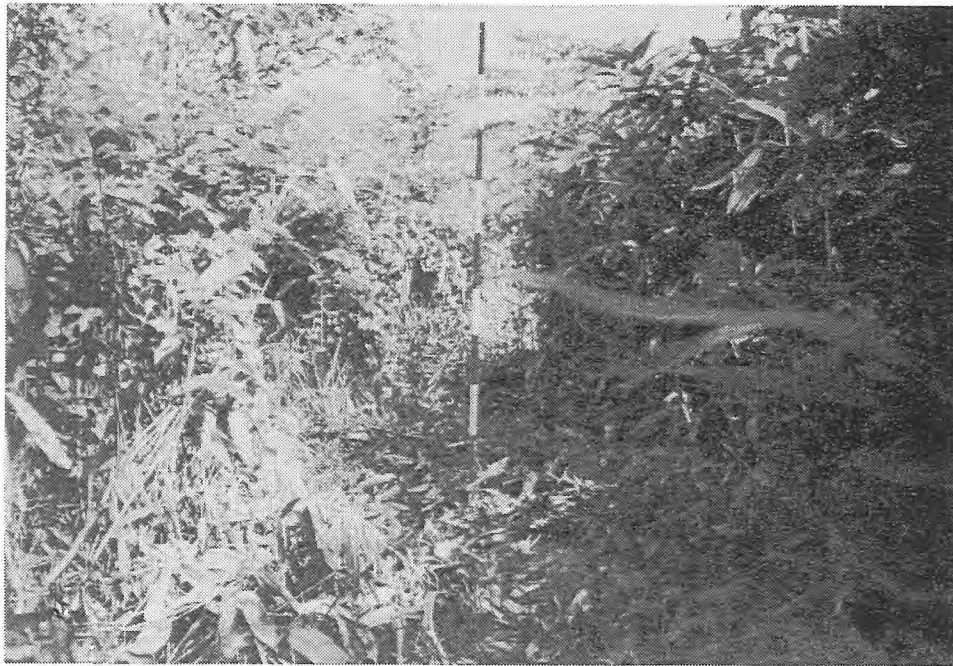
写-4 伐採前地拵として
塩素酸塩系除草剤を散布



写-5 テトラピオン系除草剤散布箇所
5年後ですがササの稈にいまだに
緑色が残っている



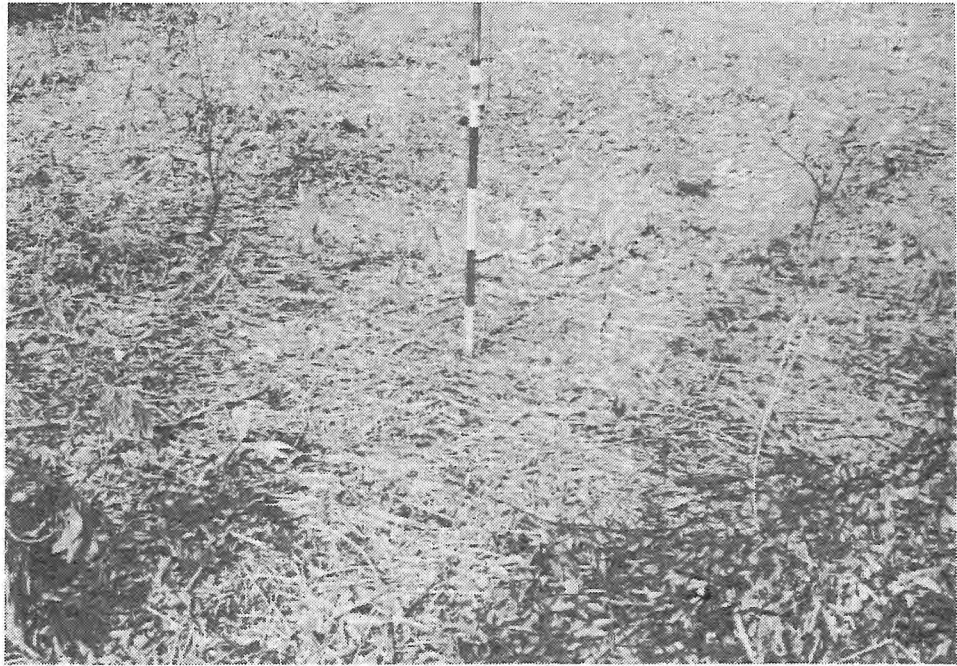
写-6 ブナ発芽当年の10月の状況



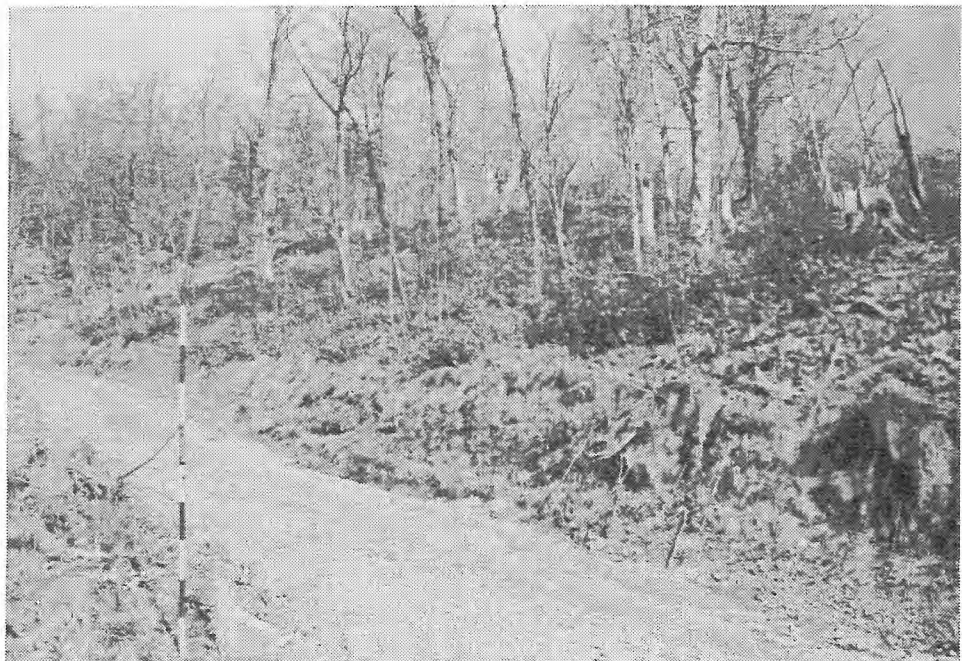
写-7 漸伐更新直後・塩素酸塩系除草剤
散布後8年目の状況です



写-8 除草剤の効果が顕著な箇所
条件が同じでも、ブナ発生
の有無がはっきりしている



写-9 除草剤の効果が顕著であったが
ブナの発生が見られない箇所



写-10 林道法面等や林地内から
山引き苗の採取は可能